

六十九 (a)の次に及びのとして次のように加える。
60.1 (a)の次に及びのとして次のように加える。
(a)の2) 53.4

ある場合において、4.5 (a)(ii)及び(bii)に規定する表示が出願人のうちの一人であつて54.2の規定により国際予備審査の請求を行うことができる者についてなされているときは、十分なものとす。
(a)の3) 53.8

ある場合において、国際予備審査の請求が出願人のうちの一人により署名されているときは、十分なものとす。
七十 (b)を次のように改める。
60.1 (b)を次のように改める。

出願人が(a)に定める期間内に(a)の求めに応ずる場合には、国際予備審査の請求書は、提出された国際予備審査の請求書が当該国際出願を特定することができることを条件として、実際の請求日に受理されたものとみなす。その他の場合には、国際予備審査の請求書は、国際予備審査機関が(a)の補充を受領した日に受理されたものとみなす。
七十一 (c)を次のように改める。
60.1 (c)を次のように改める。

出願人が(a)に定める期間内に(a)の求めに応じない場合には、国際予備審査の請求は、行われなかつたものとみなし、国際予備審査機関は、その旨を宣言する。
七十二 (d)を削る。
60.1 (d)を削る。

(e)を次のように改める。
60.1 (e)を次のように改める。

国際事務局は、欠陥を発見した場合には、その欠陥について国際予備審査機関の注意を喚起するものとし、国際予備審査機関は、(a)から(c)までに定めるところによつて処理する。
七十四 60.2を削る。
七十五 (b)を次のように改める。
61.1 (b)を次のように改める。

国際予備審査機関は、出願人に対し、国際予備審査の請求書の受理の日を速やかに通知する。国際予備審査の請求が4.4、2(d)、54、55、(d)、

2.1 (b)若しくは60.1 (c)の規定により行われなかつたものとみなされた場合には、国際予備審査機関は、出願人及び国際事務局に対しその旨を通知する。
七十六 (c)を削る。
七十七 (b)を次のように改める。
61.2 (b)を次のように改める。

(a)の通知には、国際出願番号、国際出願日、出願人の氏名又は名称、優先権の主張の基礎となる出願の日(優先権の主張を伴う場合に限り)、及び国際予備審査の請求書の国際予備審査機関による受理の日を表示する。
七十八 (d)を次のように改める。
61.2 (d)を次のように改める。

出願人が、国際出願の国際公開前に第四十条(2)の規定に基づき選択官庁に明示の請求を行った場合には、国際事務局は、出願人又は選択官庁の請求により、当該選択官庁に第二十条に規定する送達を速やかに行う。
七十九 61.4を次のように改める。
61.4 公報への掲載

国際事務局は、国際予備審査の請求書の提出の後であつてその国際出願が国際公開された後速やかに、実施細則の定めるところにより、国際予備審査の請求書及び選択官庁に関する情報を公報に掲載する。
八十 第六十二規則の表題を次のように改める。
第六十二規則 国際予備審査機関のための国際調査機関の書面による見解及び第十九条の規定に基づく補正書の写し

国際調査機関の書面による見解と国際予備審査の請求書が提出される前にする補正の写し
八十一 62.1を次のように改める。
62.1 国際調査機関の書面による見解と国際予備審査の請求書が提出される前にする補正の写し

国際予備審査機関から国際予備審査の請求書又はその写しを受領した時は、国際事務局は、次のものを国際予備審査機関に速やかに送付する。

2.1 (i)の規定に基づき作成された書面による見解の写し。ただし、国際調査機関として行動した国内官庁又は政府間機関が国際予備審査機関として行動する場合は除く。
(ii) 第十九条の規定に基づく補正書の写し及び同条に規定する説明書の写し。ただし、当該国際予備審査機関が既にその写しを受領した旨を表示した場合には、この限りでない。
八十二 第六十二規則の次に第六十二規則の二として次のように加える。
第六十二規則の二 国際調査機関の書面による見解の国際予備審査機関のための翻訳

62の2.1 (a)の規定に基づき作成された書面による見解が、英語又は当該国際予備審査機関が認める言語でない場合には、国際予備審査機関の請求により、国際事務局の責任において英語に翻訳される。
(b) 国際事務局は、翻訳の請求を受領した日から二箇月以内、当該翻訳文の写しを国際調査機関に送付すると同時に出願人に送付する。
(c) 出願人は、翻訳文の正確性について書面による意見を作成することができ、その写しを国際予備審査機関及び国際事務局に送付する。

83 (iii)の次に(iv)として次のように加える。
八十三 (iv) 国内官庁又は政府間機関は、国際調査機関として選定されていなければならない。
八十四 66.1の2の次に1の2として次のように加える。
66.1の2 66.1の2

国際調査機関の書面による見解
66.1の2 (a) (b)の規定に従つてことを条件として、43の2.1の規定に基づき国際調査機関が作成した書面

による見解は、66.2 (a)の規定の適用上、国際予備審査機関の書面による見解とみなされる。
85 66.2の表題を次のように改める。
66.2 国際予備審査機関の書面による見解
86 (d)を次のように改める。
66.2 (d)を次のように改める。

(a)の通知には、登弁のための期間として、事情に応じて相当の期間を指定する。指定する期間は、通常、通知の日の後二箇月とし、いかなる場合にも、通知の日の後一箇月未満であつてはならない。指定する期間は、通知と同時に国際調査報告が送付される場合には、通知の日の後二箇月以上とし、(e)の規定に従つてことを条件として、通知の日の後三箇月を超えてはならない。
66.2 (a)の通知には、登弁のための期間として、事情に応じて相当の期間を指定する。指定する期間は、通常、通知の日の後二箇月とし、いかなる場合にも、通知の日の後一箇月未満であつてはならない。指定する期間は、通知と同時に国際調査報告が送付される場合には、通知の日の後二箇月以上とし、(e)の規定に従つてことを条件として、通知の日の後三箇月を超えてはならない。